事例No.	250
公表年度	H28
団体の属性	複数団体
団体名	宗像地区事務組合（福岡県）、福岡県宗像市、福津市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等 ・組織改革

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「宗像地区水道事業統合（広域化）から宗像地区事務組合水道事業包括業務委託へ」（再掲）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	宗像地区水道事業統合(広域化)から 宗像地区事務組合水道事業包括業務委託へ
団体名	宗像地区事務組合、福岡県宗像市、福津市

《広域化等の類型及びその概要》

類型	事業統合
概要	平成22年、宗像地区事務組合用水供給事業と宗像市水道事業及び福津市水道事業の垂直統合を行い、宗像地区事務組合による水道事業(末端給水)を開始した。さらに、平成28年、水道事業を包括的に北九州市に委託した。

○団体・事業の概要

団体名	宗像地区事務組合	宗像市	福津市
行政区域内人口(人)	151,219	95,287	55,932
行政区域内面積(㎢)	172.67	119.91	52.76
事業区分	水道事業(用水供給)	水道事業(末端給水)	水道事業(末端給水)
供用開始年月日	昭和59年10月1日	昭和45年7月1日	昭和32年7月2日
給水人口(人)	130,065	83,730	46,335
施設利用率(%)	60.6	55.7	57.5
有収率(%)	100.0	93.5	90.1
職員数(人)	10	18	11
営業費用(千円)	817,707	1,712,014	825,186
営業収益(千円)	1,110,600	1,655,704	890,677

※表中の計数はH22年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

組合統合前の宗像地区水道企業団議会で、「構成市との末端給水一元化」の決議案が提出、承認された。そのことを受け、宗像市、福津市及び宗像地区事務組合で水道事業統合の検討会を設置し、「宗像地区水道事業広域化基本計画報告書」を作成、議会等報告した。その後、本格的な検討に入り、平成22年4月1日、宗像市及び福津市の水道事業と宗像地区事務組合の用水供給事業の垂直統合を行った。 さらなるステップとして、既に委託を実施していた浄水場運転管理に伴う関連施設の包括的委託、宗像地域の水道施設の維持管理業務、上下水道料金の収納業務等、委託できる業務は委託する方針で外部委託化を進めた。 水道事業統合前の両市が締結した協定により、北九州市から水道用水供給を受水すること等により、平成23年「北九州市上下水道局と宗像地区事務組合との技術協力に関する協定」を締結。そのことを機に北九州市と水道事業包括業務委託の検討に入り、平成28年4月から北九州市上下水道局へ、宗像地区事務組合水道事業包括業務委託を開始した。

(2)検討を開始した契機・導入過程

○水道事業広域化(統合)

・平成16年 宗像地区水道企業団議会において「末端給水特別委員会」設置
・平成18年 水道企業団議会決議案として「宗像地区水道企業団と宗像市・福津市の末端給水一元化の推進に関する決議について」提出、承認される。
・平成19年 水道企業団、消防、し尿、自治振興(急患センター)の4一部事務組合統合し、水道企業団の名称を宗像地区事務組合とする
宗像地区事務組合、宗像市及び福津市の事務レベルで水道事業統合について検討を始める

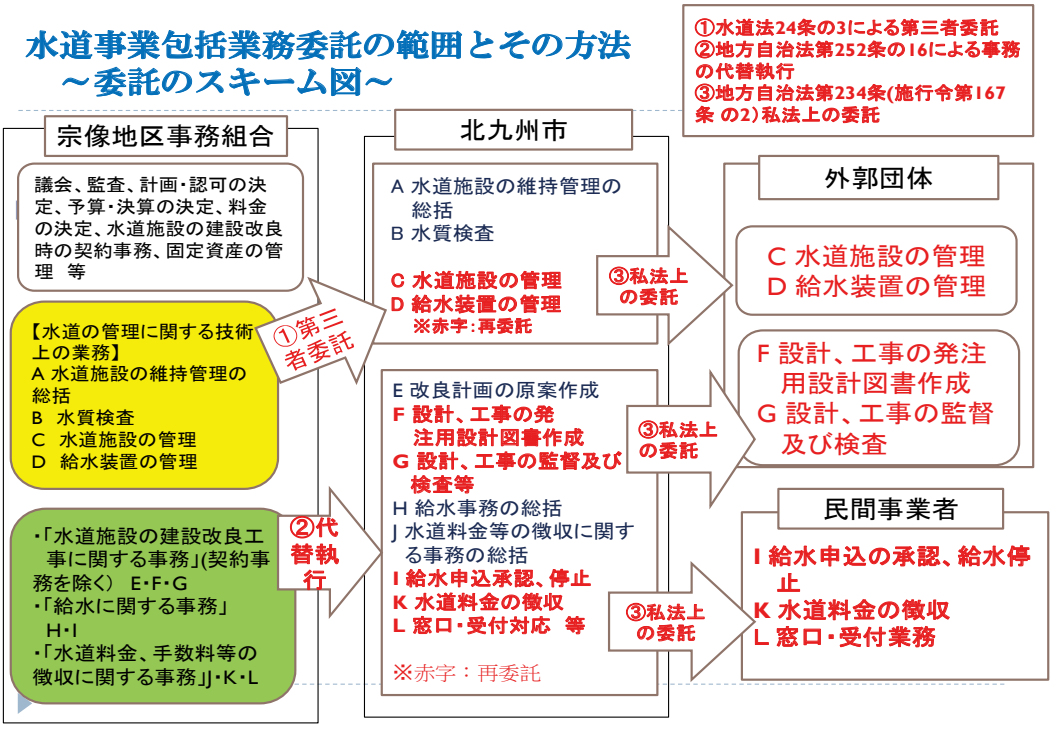
・平成20年 3月、宗像地区水道事業広域化基本計画報告書を策定し、議会等に報告
　　4月、宗像地区水道事業統合検討会を設置し、本格的な協議に入る
・平成21年 9月、「宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定」締結
・平成21年 12月、厚生労働省「水道事業創設認可」
・平成22年 3月、「宗像地区水道事業等の統合に関する協定」締結
☆平成22年4月、宗像地区事務組合用水供給事業、宗像市及び福津市水道事業の垂直統合
・平成23年 水道ビジョン2020作成　　・平成24年度から料金統一

〇水道事業包括業務委託
・平成23年 10月、北九州市上下水道局と宗像地区事務組合との技術協力に関する協定書締結
・平成24年 4月、北九州市水道用水受水10,000㎥/日。 平成28年4月から北九州市水道用水13,000㎥/日受水
・平成25年 事務レベルで、委託の可能性調査及び協議（委託の範囲、業務量、委託料等）
・平成26年 2月、北九州市長へ宗像地区事務組合長から包括業務委託検討の申入れ
・平成26年 11月、「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に関する基本協定」を北九州市と締結
・平成27年 10月、「宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約」議決
☆平成28年2月、「水道事業包括業務委託契約書」締結
☆平成28年4月、北九州市上下水道局へ、宗像地区事務組合水道事業包括業務委託開始

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

〇水道事業広域化(統合)：平成22年4月1日
・職員減による人件費の抑制：平成21年度3団体水道職員45人を10人減、35人でスタートした。
・福岡地区水道企業団及び北九州市からの水道用水受水による市域を越えた効率的な水運用
・効率的な水運用による老朽化施設の廃止
・厚労省水道広域化促進事業補助金（事業期間：10年間、補助基本額：81億円）による耐震化を目的とした老朽管布設替、配水ブロックの整備等、計画的な事業、統合効果を最大限活用

〇水道事業包括業務委託：平成28年4月1日
・下図スキームのとおり、北九州市へ委託。北九州市は再委託先として(株)北九州ウォーターサービス（北九州市出資）に委託。
・委託の方法として、水道法24条の3「第三者委託」及び地方自治法252条の16「代替執行」により委託。
・職員減による人件費の抑制：正規職員15人でスタート
・水道技術の継承
・支給材料制による工事費の削減。薬品、水道メータの共同購入による経費の削減
・緊急時対応の充実



3．広域化等の取り組む上での都道府県の関与や役割

〇福岡県市町村支援課

・統合時に事務組合規約の改正による協議、県知事許可。宗像市及び福津市との下水道徴収業務の事務の受託伴う県知事届

・包括委託時、事務の代替執行の協議、県知事許可。当初、事務委託の規約で進めていたが、消費税が二重課税となることが判り、「事務の代替執行」に変更したことの報告。

〇福岡県水道整備室

・統合及び包括委託時に、協議開始及び結果報告を行う。

4．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

・統合時調整事項で課題が残る案件については、協定書等で取り決め締結した。
その内容については、決定事項はできるだけ具体的に記載しておくことが良い。

例:使用しなくなった水道用資産は速やかに関係市に返還する
⇒調整時、協議内容と違い、構造物を撤去して返還することを求められた。

(2)今後の課題等

・水道事業包括業務委託を実施し、水道業務の継続は可能となったが、水道事業経営は事務組合が担っているため、将来にわたり健全な水道経営を持続していくための技術の継承。

・水道技術管理者の設置。(関係市派遣職員の派遣期限は基本3年のため)

・包括業務委託の諸経費。 特記仕様書の相違。(材料等の仕様の相違他)

〇問合せ先

担当課	宗像地区事務組合　総務課		
TEL	0940-62-0031	MAIL	info@munakatajimu.or.jp